（柔道整復師学校養成施設指定規則の一部改正）

第九条　柔道整復師学校養成施設指定規則（昭和四十七年文部省厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二条」を「第二条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（指定に関する報告事項）

第二条の二　令第二条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項（国の設置する養成施設にあつては、第一号に掲げる事項を除く。）とする。

一　設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）

二　名称

三　位置

四　指定をした年月日及び設置年月日（設置されていない場合にあつては、設置予定年月日）

五　学則（修業年限及び生徒の定員に関する事項に限る。）

六　長の氏名

第四条の次に次の一条を加える。

（変更の承認又は届出に関する報告）

第四条の二　令第四条第三項（令第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告は、毎年五月三十一日までに、次に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる期間に係るものを取りまとめて、厚生労働大臣に報告するものとする。

一　変更の承認に係る事項（第三条第一項第八号に掲げる事項を除く。）　当該年の前年の四月一日から当該年の三月三十一日までの期間

二　変更の届出又は通知に係る事項　当該年の前年の五月一日から当該年の四月三十日までの期間

第五条中「第五条」を「第五条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　令第五条第二項（令第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。

第五条の次に次の一条を加える。

（指定の取消しに関する報告事項）

第五条の二　令第七条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項（国の設置する養成施設にあつては、第一号に掲げる事項を除く。）とする。

一　設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）

二　名称

三　位置

四　指定を取り消した年月日

五　指定を取り消した理由

（臨床工学技士学校養成所指定規則の一部改正）

第十条　臨床工学技士学校養成所指定規則（昭和六十三年文部省厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項並びに第三条第一項及び第三項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に、「主務大臣」を「行政庁」に改める。

第五条から第九条までの規定中「主務大臣」を「行政庁」に改める。

（義肢装具士学校養成所指定規則の一部改正）

第十一条　義肢装具士学校養成所指定規則（昭和六十三年文部省厚生省令第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項並びに第三条第一項及び第三項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に、「主務大臣」を「行政庁」に改める。

第五条から第九条までの規定中「主務大臣」を「行政庁」に改める。

（救急救命士学校養成所指定規則の一部改正）

第十二条　救急救命士学校養成所指定規則（平成三年文部省厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項並びに第三条第一項及び第三項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に、「主務大臣」を「行政庁」に改める。

第五条から第九条までの規定中「主務大臣」を「行政庁」に改める。

（言語聴覚士学校養成所指定規則の一部改正）

第十三条　言語聴覚士学校養成所指定規則（平成十年文部省厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項並びに第三条第一項及び第三項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に、「主務大臣」を「行政庁」に改める。

第五条から第九条までの規定中「主務大臣」を「行政庁」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定によりされた指定等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定によりされている指定等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後におけるこの省令による改正後のそれぞれの省令の適用については、この省令による改正後のそれぞれの省令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

3　この省令の施行前にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定により国に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、この省令の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、この省令による改正後のそれぞれの省令の相当規定により地方公共団体の相当の機関に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定を適用する。

○厚生労働省令第五十五号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令（平成二十七年政令第百二十八号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第一条　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五条の三」を「第五条の二の二」に改め、第一章の三中第五条の三の前に次の六条を加える。

第五条の二の二　令第三条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、別表に定めるもの以上の教育内容であること。

第五条の二の三　学校又は施設の設置者に係る令第三条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　設置者の氏名及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地

二　名称及び位置

三　設置年月日

四　学則